

令和8年10月	資料1
令和8年度第2回 地域医療構想調整会議（峡東構想区域）	

病床数適正化緊急支援事業の実施について

山梨県福祉保健部医務課

1. 病床数適正化緊急支援事業の概要

(1) 経緯

- 国は、医療機関の入院医療の継続が困難な状況を鑑み、R6年度補正予算において「病床数適正化支援事業」を計上。病床数の適正化を図るために病床削減を行う医療機関に対し、削減病床1床あたり4,104千円の支援を実施。(令和7年度に事業開始。本県では同年度中に12病院136床の削減を実施)
- 国は、令和7年度補正予算において、引き続き「病床数適正化緊急支援事業」を計上し、令和8年度事業として国要綱に基づき、本事業を実施することとなった。

(2) 令和8年度事業の概要

事業目的	効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援
支給対象	病院(一般・療養・精神病床)、有床診療所
支給要件	令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に、病床数の削減を行う(行った)医療機関 ※この他、令和7年度事業や国の調査において事業計画等を提出するなどして昨年度中に国に削減以降を示した上で、削減を行った医療機関等においては、一部令和6年12月17日以降に削減した病床も支給対象となる。
給付額	削減した病床1床につき 4,104 千円(ただし、休棟の休床の場合は2,052 千円)
給付までの流れ	<div>【医療機関】 交付申請 ※今年度複数回の 申請受付予定</div>  <div>【都道府県】 申請内容を審査⇒国(基金管理団体)へ提出 ※協議が必要な案件は地域医療構想調整会議で協議</div>  <div>【基金管理団体】 申請内容審査・ 給付金交付</div>

(3) 地域医療構想調整会議への協議が必要となる案件について

- 以下の場合に該当する案件は、地域医療構想調整会議において地域医療への影響等について協議することとされている。

- ①削減により入院医療の受け入れを停止する場合
- ②現に患者が入院している病床を削減する場合
- ③病床数をあわせて100床以上削減する場合
- ④その他、都道府県において議論が必要と認める場合

※令和7年12月16日以前に既に削減された病床は協議不要(国Q&Aより)



本日は、当該医療圏の各医療機関の申請意向の状況を共有(報告事項)するとともに、協議が必要な案件について、委員の皆様のご意見を伺いたい(協議事項)。

2. 申請医療機関の状況について

➤ 峡東医療圏の医療機関から、下表のとおり本事業の申請意向が示された。

(1) 圏域全体の状況

申請状況		削減病床の内訳(病床種別)		削減病床の内訳(病床区分)		削減対象病床の状況(稼働状況)		
申請医療機関数	2 医療機関	病床種別	病床数	病床種別	病床数	病棟の状況	削減病床の稼働状況	病床数
削減病床数	19床 ※うち15床は削減済病床	一般病床	15床	急性期	15床	稼働病棟	稼働病床	15床
		療養病床	0床	回復期	0床		非稼働病床	4床
		精神病床	4床	慢性期	0床	休棟	休床	0床
		計	19床	休棟中等	0床		計	19床
				精神病床	4床			
				計	19床			

(2) 申請予定医療機関一覧(病棟別に掲載)

医療機関名	削減病棟	病床稼働率	病床種別	病床区分	許可病床数	削減病床数	削減病床の稼働状況	削減病床の入院患者の有無	削減時期	協議要否
山梨厚生病院	3-1病棟	83.2%	精神	精神	51床	4床	非稼働病床	なし	R9.3	要
長坂クリニック	一般病棟	0.2%	一般	急性期	15床	15床	稼働病床	なし	R8.6 ※削減済	要

※山梨厚生病院については、前回の調整会議で協議を行った105床の申請に加えて新たに4床の削減申請となるため、協議事項「病床数をあわせて100床以上削減する場合」に該当

※長坂クリニックについては、今回の病床削減に伴い有床診療所から無床診療所化したことから、協議事項「削減により入院医療の受け入れを停止する場合」に該当



上記申請については、県において認定後、国の審査等、所定の手続を進めていく。

3. 協議対象案件の詳細について

- 協議が必要な案件について、医療機関からの提出内容を整理したもの。

山梨厚生病院

医療機関名	削減病棟名	病床稼働率	病床種別	病床区分	許可病床数	削減病床数	削減病床の稼働状況	削減病床の入院患者の有無	削減時期	協議要否
山梨厚生病院	3-1病棟	83.2%	精神	精神	51床	4床	非稼働病床	なし	R9.3	要

協議案件の区分

- ☐ 入院医療の受け入れを行っていない(停止する)場合
- ☐ 現に患者が入院している病床を削減する場合
- ☒ 病床数をあわせて100床以上削減する場合
(1回目協議で105床の削減について協議済)
- ☐ その他、都道府県において議論が必要と認める場合

削減病床の詳細

➤ 削減予定病床の状況及び削減理由

- ・当院では、令和8年7月の地域医療構想調整会議で承認された病床再編計画に基づき、計105床の病床の適正化(削減)を進めている。今回申請する精神病床4床については、当該計画とは別に、精神科病棟の療養環境改善を目的として削減するもの。
- ・3号館1階(3-1病棟)は急性期閉鎖病棟であるが、4床室の割合が高く、患者同士の接触による刺激が療養環境に影響を及ぼす場合がある。
- ・このため、4床室2室を2床室へ変更し、患者の療養環境及び安全性の向上を図ることとし、精神病床4床を削減する。

➤ 患者の受け入れ・調整状況

- ・当該病棟は急性期閉鎖病棟として運営しているが、病室構成の見直しによる4床の削減であり、精神科医療機能を縮小するものではない。
- ・当該病棟の稼働率は直近3か月間、約83%(稼働病床数43床)であり、かつその間の最大稼働病床数は45床であり、6床は空床状態である。今回の削減対象には現在入院している患者がいない病床を削減することから、病床削減後も地域医療への影響は限定的であると考ええる。

県としては、上記案件については、精神科病棟の病室構成の見直しに伴う4床の削減であり、患者の療養環境及び安全性の向上を目的とするものであること、また病床削減後も精神科医療の提供体制は維持されることから、地域医療への影響は限定的であると考ええる。このため、本事業の申請について適当と認め、国へ提出することとしたい。

3. 協議対象案件の詳細について

➤ 協議が必要な案件について、医療機関からの提出内容を整理したもの。

長坂クリニック

医療機関名	削減病床	病床稼働率	病床種別	病床区分	許可病床数	削減病床数	削減病床の稼働状況	削減病床の入院患者の有無	削減時期	協議要否
長坂クリニック	一般病床	0.2%	一般	急性期	15床	15床	稼働病床	なし	R8.6 ※削減済	要

協議案件の区分

- ☒ 入院医療の受け入れを行っていない(停止する)場合
※削減による無床診療所への変更を含む。
- ☐ 現に患者が入院している病床を削減する場合
- ☐ 病床数をあわせて100床以上削減する場合
- ☐ その他、都道府県において議論が必要と認める場合

削減病床の詳細

- 削減予定病床の状況及び削減理由
 - ・長坂クリニックにおいては令和4年12月まで分娩と手術目的等の患者の受け入れを行っていたが、コロナ発生後、入院数、分娩数の激減に伴い、手術、分娩の受け入れを断念し婦人科及び内科の入院患者のみを受け入れていた。
 - ・しかし近年においても依然として入院患者が少ない状況が続いており、直近3ヶ月の病床稼働率は0.2%に留まる。今後病床を維持することが困難になった為、令和8年6月をもって病棟の廃止をし、無床診療所化した。
- 患者の受け入れ・調整状況
 - ・削減対象病床はいずれも休床であり、削減時点においても入院患者はいなかったため、患者対応は発生しておらず、現在、自院への外来に訪れる患者に対しては、基幹病院の紹介を行っている。
 - ・病床は上述のとおり、近年の利用実績が少ないことから、地域医療への影響は限定的であるとする。



県としては、上記案件について、削減対象病床はいずれも近年の稼働実績が少なく、病床は既に削減済みであり、外来患者への対応も行われている状況にあるため、地域医療への影響は限定的であるとする。
このため、本事業の申請について適当と認め、国へ提出することとしたい。